

● 福井県電気工事工業組合 レポート NO. 19

TEL:0776-22-2903(総務課) TEL:0776-22-7363(電材課)

FAX:0776-23-1250(総務課) FAX:0776-22-7262(電材課) E-MAIL:info@fkidenko.or.jp

『認定電気工事従事者認定講習』について(ご案内)

第二種電気工事士または、電気主任技術者の資格を持っている方が、さらに認定電気工事従者 認定証を取得すると、自家用電気工作物(最大電力500KW未満の需要設備)の電気工事のうち 600V以下の電気工事(簡易電気工事)を行うことが出来ます。

- 1. 受 講 資 格 (1)第二種電気工事士免状取得者 (2)電気主任技術者免状取得者
 - 注)以下の方は、認定講習を受講しなくても認定電気工事従事者認定証の 交付を受ける事ができます。
 - ①第一種電気工事試験合格者
 - ②第二種電気工事免状を取得後、電気に関する工事の実務経験が3年 以上ある方
 - ③電気主任技術者免状取得後、電気工作物の工事、維持若しくは運用 に関する実務経験が3年以上ある方
- 2. 講習月日 講習会場により異なります。
- 金沢市、名古屋市、大阪市、他 3. 講習会場
- 4. 受 講 料 12.500円 (所定の振込用紙により納付して下さい)
- 5. 申込受付期間 令和3年4月5日(月)~令和3年4月23日(金)
- 6. 申込書提出先 ・講習会場により異なりますので申込書に同封の「講習会場一覧表」にて
 - ご確認お願いします。 インターネットによる申し込み 一般財団法人 電気工事技術講習センターのホームページから直接申込み

ができます。 【WEB 申込み受付期間 4月5日(月) ~ 4月23日(金)】

http://www.eei.or.jo/approval

7. 講習科目と講習時間

午前10時~午後5時(講習会場の都合により講習時間を変更することがあります。)

l	【科目】		【講習時間】
l	第1編	配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	1時間30分
l	第2編	電気工事の施工方法	1 時間 3 0 分
l	第3編	自家用電気工作物の検査方法	2 時間
	第4編	自家用電気工作物の保安に関する法令	1 時間

(担当:長谷川・竹内)